

愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について

1 概要

本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定し、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、共同利用を推進するためのプロセスを策定し、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしています。

この取組により、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、所管の保健所へ提出していただく必要があります。

本取り扱いは令和3年4月1日から開始されており、令和6年1月16日から令和6年8月20日までに、2件の医療機関から「共同利用計画」の提出がありました。

<対象医療機器>

CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィー

<対象者>

上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

2 共同利用計画の提出のあった医療機関

医療機関名	所在地	受付日	対象機器	共同利用	共同利用の方法	理由（共同利用を行わない場合）
山之手痛みと内科のクリニック	豊田市	R6. 4. 26	マルチスライスCT（16列以上64列未満）	行わない	—	CT搭載車にて自院で検査をおこなう為。
トヨタ記念病院	豊田市	R6. 7. 31	マルチスライスCT（16列以上64列未満）	—	—	—
			MRI（1.5テスラ以上3テスラ未満）	—		
			マンモグラフィー	—		
			マンモグラフィー	—		
地域医療支援病院のため記載なし（記載不要）						